

## 会議録

会議の名称	令和7年度第3回東松山市障害者計画等策定委員会						
開催日時	令和7年11月20日（木曜日）		開会	午後 2時			
			閉会	午後 4時			
開催場所	東松山市総合会館多目的ホールB（東松山市役所総合会館4階）						
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第四次市民福祉プランの取組案について (2) 第四次市民福祉プラン施策体系案について (3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画令和6年度実績について (4) その他 3 その他						
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	1人			
委員出欠状況	委員長	葉石 光一	出	委員	宮腰 智裕		
	委員	神辺 正規	欠	委員	磯貝 瑞		
	委員	武田 耕典	欠	委員	篠田 真一		
	委員	佐藤 美奈 (代) 林 茂史	出	委員	丹羽 彩文		
	委員	若尾 勝己	欠	委員	遠藤 正宣		
	委員	中能 広和	出	委員	石川 京子		
	委員	田原 祐己子 (代) 波塚 裕紀	出	委員	原口 展昭 (代) 猿渡 愛子		
	委員	青木 梨恵	出	委員	河村 利恵		
	委員	杉浦 翔太	出				
事務局	健康福祉部 柳沢部長			障害者福祉課 荻原課長			
	障害者福祉課 浅野副課長			障害者福祉課 小松主査			
	障害者福祉課 大曾根主査			障害者福祉課 金子主任			

次 第	顛 末
<b>1 開会</b> 事務局（障害者福祉課 浅野副課長）	<p>皆様こんにちは。本日は公私とも大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、障害者福祉課の浅野と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それではただいまから、令和7年度第3回東松山市障害者計画等策定委員会を開会いたします。本会議につきましては事前にお配りした次第により進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、葉石委員長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
葉石委員長	— 挨拶 —
事務局（障害者福祉課 浅野副課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。17名の委員のうち、本日出席委員は11名となっております。従いまして、東松山市障害者計画等策定委員会条例第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本会議は成立したことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日の会議録作成にあたり、出席委員2名の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、中能委員と石川委員にお願いいたします。後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を申し上げますので、ご署名をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。事務局より確認をお願いいたします。</p>
	— 資料確認 —
	それでは議事に入らせていただきます。議事につきましては、障害者計画等策定委員会条例第6条第1項の規定により委員長が議長を務めることとなっておりませんので、葉石委員長よろしくお願ひいたします。
<b>2 議事</b> 葉石委員長	<p>それでは、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、議事に入る前に確認事項がございます。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では公開・非公開の決定を会に諮って決める事になっています。本日の議題には特段非公開とすべき事項はないように思いますが、本日の会議は公開の会議とし、会議資料や会議録を公表してよろしいでしょうか。</p>
	— 異議なし —
	公開の場合、傍聴希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくことになります。事務局にお伺いしますが、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局（障害者福祉 課 浅野副課長）	いらっしゃいます。
葉石委員長	<p>それでは、入室いただいてください。</p> <p>それでは、議事に移ります。議事第1号「第四次市民福祉プランの取組案について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	— 議事第1号の資料1のうち、基本方針1について説明 —
葉石委員長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございましたが、質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、一点確認なのですが、削除となっております、基本施策1の施策2、通し番号10のスポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に関する項目についてです。新番号4でスポーツ教室など、障害のある人が参加しやすいように工夫するということがありますので、削除というより、取組の中で継続はされるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>実際は、新たな人材が少ないという事情もあり、個別の取組として行うことではないとは思いますが、こういった講座やスポーツ教室を継続実施するということは、それに携わる人に対して障害への理解に関する支援は必要になると思いますので、全く無くなるということではないように思いました。</p>
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	ありがとうございます。活動センター等で行われる、スポーツに関連する教室などには、引き続きスポーツ推進員も協力する場面があるかと思います。そのほか、そこに携わる人材についての障害への理解促進に関しては、おっしゃるとおり、新番号の取組に統合される側面があるかと思います。
佐藤委員代理 林氏	<p>第四次の取組案についてご説明いただきましたが、これらについて、さらに具体的な項目や取組の設定に係る協議がこの後されるということでよろしいでしょうか。</p> <p>というのは、今までの取組を整理する際に、表面的な整理で、具体的に誰が何をするのかというところが全く見えてこないと個人的に感じました。第三次後期計画の取組と比べて、整理された取組案は、どこが何をしていくかが見えないので、この後、具体的な記載に関する協議がさらにされるのかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	主語は基本的に「市」と想定しております。表現については検討させていただきますが、こちらの案は関係各課や関係機関とヒアリングをさせていただいた上でのご提案となります。ここに個別の記載はありませんが、各取組の所管

	課はございます。
佐藤委員代理 林氏	<p>例えば、基本施策2の施策1では、成年後見人関係は市成年後見センターが諸々取り組むという表記でしたが、新番号の取組案については新番号8では市成年後見センターと記載されています。新番号9、10、11については、この流れでいくと市成年後見センターが主体となって取り組むように思いますが、どこが啓発活動や支援事業をやっていくのか。さらに、担い手育成のための研修をどうするのかなど、具体的にどの機関が行うかを明示した方がよいのではないかと思います。</p> <p>現在の第三次後期計画の取組では、例えば、ホームページを活用してだとか、法人等に法人後見実施を働きかけるとか、より具体的な取組が明記されているのに対し、第四次の取組案はすっきりさせすぎて、具体的にイメージできないように思いました。以下、すべて同様です。</p>
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	<p>ありがとうございます。ただ今、成年後見制度の利用促進にかかる部分を例に挙げていただきました。</p> <p>おっしゃるとおり、新番号8では、主語が「東松山市成年後見センターを中心機関として」となっております。一方で、新番号9の「啓発活動を行います」については、主語はございません。</p> <p>これに関しては、先ほど申し上げたように、主語は「市」と考えております。具体的な取組として想定している中では、きらめき出前講座の中に「成年後見制度を知ろう」という講座がありまして、そちらは社会福祉課が行います。一方で、成年後見センターによる研修会等もございます。そういった想定をしている中では、主語は「市」とならざるを得ないかと思います。</p> <p>新番号11に関しては、少し具体性が薄まっているのではないかというご意見と認識しております。担い手の育成のための研修等と書いておりますが、これまで基幹相談支援センターが行っている法人後見に関する研修の実績を主に挙げていましたが、成年後見センターでも市民後見人養成講座が始まったところです。向こう十年を見据えると、新たな展開もあり得るかと思いましたので、あまり限定しない表現に留めております。</p> <p>必要であれば、ご意見を踏まえて、もう少し具体性を持たせた取組案に修正する方向で、検討の余地があるかと思います。</p>
佐藤委員代理 林氏	今、頂いたような口頭の説明ではよくわかりますが、この後、計画推進の評価が必要になってくると思います。計画の目標についてどう評価していくかを踏まえると、幅を持った書き方だと評価のしづらさが出てくるのではないかと思います。
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	ご意見も踏まえて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

	<p>葉石委員長 評価ということを踏まえますと、どこに具体的な実績が生じるのかということは、必要な情報ではないかというご助言かと受け止めております。そのあたりは、担当部署とすり合わせをした上で記載しているということで、曖昧になっていることはないと思います。ここから先の取組については、必要に応じて補足説明をしていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。全体が終わった後に戻ることがあっても構わないかと思いますので、先に進めたいと思います。それでは、方針2について、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>— 議事第1号の資料1のうち、基本方針2について説明 —</p>
	<p>葉石委員長 ただいま方針2について事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。</p>
田原委員代理 波塚副主幹	<p>新番号1に「こどもと親」という表現があるのですが、教育分野の立場からすると保護者やご家族など、広い範囲で捉えることが一般的ですが、ここで「親」と限定したことについて何か理由があればお伺いできればと思っております。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>ご指摘ありがとうございました。保護者という表現に修正させていただきたいと思います。</p>
葉石委員長	<p>4ページの新番号9ですが、「特別支援学校のセンター機能」とありますが、「センター的機能」と直していただければと思います。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>ご指摘ありがとうございます。「センター的機能」と修正させていただきます。</p>
佐藤委員代理 林氏	<p>2点質問です。4ページの「施策1 相談支援の充実」の通し番号44、「市は障害者差別解消法に基づき」という取組の削除の理由としては、学校教育課が窓口となって対応を継続するためということですが、障害児に関して学校以外での差別の相談である場合、どういう対応をするのかということが1つ。学校の中で差別に係る相談を想定して、学校教育課が窓口になると捉えていました。 2点目は、通し番号48で、放課後等デイサービスの需要が増えて、放課後や長期休業中の居場所として利用されているとのことです。そして、インクルージョンの推進と乖離があるという理由で削除となっていますが、インクル</p>

	<p>ジョンの推進から乖離しないような取組はないのかという点が 1 つです。</p> <p>ありがとうございます。1 点目の学校以外での差別にかかる障害があるお子さんからの相談窓口につきましては、2 ページの新番号の 15、「障害者福祉課内に設置した障害者差別に関する相談窓口へ寄せられた相談に応じ、差別事案について障害のある人の人権を擁護します」という取組がございます。もし、学校以外の場面に関しての差別事項であれば、こちらに記載のとおり障害者福祉課の相談窓口で対応することを想定しております。</p> <p>もう 1 つのご質問、通し番号 48 についてです。「学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます」という取組について、整備という点に関しては、今後さらに進めていくこうという方向ではなく、地域のニーズや課題を踏まえて検討していく必要があると考えているところですので、整備という点では削除でよいと考えております。</p> <p>インクルージョンと逆行する面があるという点については、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスのいずれの事業所も、地域移行に取り組むことが求められている部分が関係すると思います。現在、東松山市地域自立支援協議会の中の「子どもの育ちと学びを支える連絡会議」で、サービス提供事業所にアンケートを行ったり、追調査をしたりした結果、地域移行に取り組んでいない事業所が多いという報告は受けています。</p> <p>今後、それが取り組まれていくにはどうするかという点については、東松山市地域自立支援協議会の取組の中でも検討していくと思います。そちらと合わせて、行政としてできる取組を検討できればと考えてはおりますが、計画上の位置づけとしては、現在は考えておりません。</p>
葉石委員長	<p>ほかの点についていかがでしょうか。</p> <p>では、まだ 2 つほどありますので、先に進めて参りたいと思います。</p> <p>方針 3 について、事務局より説明の方をお願いいたします。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>— 議事第 1 号の資料 1 のうち、基本方針 3 について説明 —</p> <p>ありがとうございました。ただいま方針 3 について、事務局より説明がございました。何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>先ほど申し上げましたように、戻って質問していただくということでもよろしいかと思いますので、先に進みたいと思います。</p> <p>では、最後の方針 4 について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（障害者福祉	<p>— 議事第 1 号の資料 1 のうち、基本方針 4 について説明 —</p>

課 小松主査)	<p>葉石委員長</p> <p>ありがとうございました。方針4についての説明を事務局よりしていただきました。質問などありましたらお願ひいたします。</p> <p>杉浦委員</p> <p>何点かありますが、まず1つ目は、通し番号108の感染症対策に係る項目についてです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が五類に移行したことから削除のことですが、これから10年を見据えた計画ということを考えると、新型コロナウイルスのような感染症がまたいつ起こるかわからないと思いますので、削除というより、むしろ今後そういった事態があった時を念頭に置いた上で、市として取り組む方が良いのではないかと思いました。</p> <p>それから、11ページの通し番号126については、地域包括ケアシステムなど、現在取り組まれていることの記載がありますが、新番号20の記載は、ぼんやりとしていて、具体的に何をするのかがよくわかりません。</p> <p>現在の記載のように、はっきりと関係課名を書いてしまうと、逆にそれが制限されてしまう面があるのであれば、こうした記載でも良いのかもしれませんとも思いますが、一般市民が見ると、なんだかよくわからないと感じました。</p> <p>最後は「地域の支援体制の充実」全体に係るところです。項目で言うと、新番号18にあたるかと思いますが、サービスの拡充という点についてです。他市町村の障害福祉関係の計画を見ると、サービスの質の維持・確保という視点があつて、事業所に対して人員基準を守っているか指導や第三者評価の推進などを掲げているところもあります。近隣で言うと川越市が挙げられていました。</p> <p>拡充、増やすという視点を東松山市が持っているという点はわかりますが、それが適切にできているのか、質の確保という面を担保する取組は、計画上に位置づけないのだろうかと思った次第です。</p> <p>事務局（障害者福祉 課 小松主査）</p> <p>ご意見ありがとうございました。全体として3点のご意見をいただいたと思います。</p> <p>まず、1つ目の9ページの感染症対策にかかる取組について、新型コロナウイルスは五類に移行されたところですが、今後10年を考えた時に何か別の感染症が拡大する可能性があるという点は、おっしゃるとおりと思いますので、削除ではなく、継続に取扱いを変更する方向で、表現等は修正させていただきたいと思います。</p> <p>また、11ページの通し番号126については、具体的にどことどこが、なにをという記載がなく、わかりにくいというご意見をおっしゃるとおり思います。現在進行形で、重層的支援体制の整備であるとか、包括的支援体制の構築について、市の内部で庁内横断的なプロジェクトチームを作つて検討している段階です。</p>
---------	---

	<p>いわゆる多機関連携については、ケースによって関係機関の幅がかなり広くなります。その際、どのように連携を図っていくのか、情報共有も含め、現在、検討している段階です。そのため、具体的に記載ができない事情はございます。重層的支援体制の整備をするかしないか、もしくは事業として採択はしないけれども、別の形で多機関連携を進めるとなった場合も、関係機関は本当に多岐にわたります。府内だけにとどまらず、府外の関係機関、医療機関なども場合によっては連携先となるので、具体的な記載は難しいかもしませんが、検討の進捗状況と併せて、もう少しイメージがつきやすいよう、表現について検討をさせていただきたいと思います。</p> <p>3点目は、サービスの拡充という部分についての項目がある一方で、質の確保という視点の項目がないのではないかというご意見だったと思います。この点については、確かに視点として欠けていたところがあると感じましたので、追加項目を検討させていただきたいと思います。</p> <p>次回、基礎調査の実施結果も踏まえて、新たに追加される項目なども想定しております。そういったところも含め、皆様にお示しができればと考えております。ご指摘ありがとうございました。</p>
葉石委員長	<p>ありがとうございました。先ほども申し上げましたように、振り返ってのところも含めて、何かありましたらお願いいいたします。</p> <p>9ページの新番号10ですが、福祉避難所という記載が避難所に修正されていますが、これは、どういう場であってもと広義的に捉え直しているという意味合いがよろしいでしょうか。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>福祉避難所については発災時に必ず開設されるものではございません。2次的な避難所として開設をされるものになりますので、避難所と記載することで、1次避難所も、2次避難所としての福祉避難所も含めるという意図を持って表現を修正しております。</p>
葉石委員長	ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
丹羽委員	<p>先ほど杉浦委員からの質問にあった、質の確保についてはおっしゃるとおりだと認識しております。ただ、人員配置基準が適切であるかなどについては、専門的な話になりますが、東松山市の事業所は基本的に埼玉県の指定を受けています。一方で、川越市は川越市が指定をしています。指定権者が監査することになっていますので、東松山市には人員配置などの指導に関する権限がないという点は、ご承知おきいただくとよいかと思います。</p> <p>その上で、虐待防止やサービス提供の質などについて、市として一緒に取り組んでいくことは、必要かと思います。</p>
葉石委員長	ありがとうございました。いかがでしょうか。かなり多岐にわたる内容に関

	<p>してご確認いただきました。質問やご意見がなければ、先に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして議事第2号、第四次市民福祉プラン施策体系案について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>— 議事第2号、資料2について説明 —</p>
葉石委員長	<p>ありがとうございました。説明に関して、質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
杉浦委員	<p>丹羽委員からお話をいただきましたとおり、指定権者ではないにせよ、サービスの質を事業所と行政で一緒に高めていく視点が、体系に組み込むレベルかは別として、どこかにあつたらよいように感じたので、検討していただければと思います。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>先ほどご意見を頂いた時にも思うところがありましたが、公的支援の拡充という表現が適切かどうか、サービスの質の確保という視点をそこに入れ込むのか、または別に設置すべきかなど、ご意見を踏まえて再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
葉石委員長	<p>ほかにはいかかでしょうか。</p> <p>施策体系図案の方針1中、「障害への理解促進」の3段目「当事者ニーズ等」とありますが、正しくは「当事者」だと思います。</p>
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>ありがとうございます。誤字がありましたので、訂正させていただきます。</p>
葉石委員長	<p>方針、基本施策、施策、言葉の表現等について気になる点などもご意見をと いう話でしたが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、第四次プランの方については、取組を整理していくということについてよろしければ、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、議事第3号、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画令和年度実績について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（障害者福祉課 金子主任）	<p>— 議事第2号、資料2について説明 —</p>
葉石委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明いただきましたけれども、質問があればお願ひいたします。</p>

	<p>言葉のことで恐縮ですが、1ページと7ページに出てくる問題行動という言葉について、強度行動障害に関わるものと理解しております。これは、周囲の理解やサポートと、本人のマッチングがうまくいかない中で生じる、社会的な問題だという取り扱いが一般的になってきています。それを踏まえると、言葉についても、一見わかりにくいところではありますが、行動問題、行動上生じる問題という言い方に変わってきているように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局（障害者福祉課 小松主査）</p> <p>ありがとうございます。問題行動という表現について、強度行動障害における行動上の問題というご意見を頂きましたが、ここでいう問題行動は強度行動障害の方のことではなく、知的障害のある方の、窃盗や不法侵入等の問題行動のことを指します。</p> <p>葉石委員長</p> <p>強度行動障害はその一つとして、色々な事柄に関して、人が取る行動について、本人のみに帰するものという考え方を変えるようになってきている背景からお聞きしたところです。</p> <p>計画の方に問題行動という記載があることを一般市民が見たときに、どういうふうに受け止めるのかが気になりました。</p> <p>というのも、たまたま今、私が特別支援教育に関する教科書を作っていました、問題行動という表現はもうしていないということがあるものですから。これは、強度行動障害に限らず、普通学級の中での他害行為等も含みますので、同様に捉えていく方がよいように感じたところです。</p> <p>福祉現場の方の感覚も踏まえながら、どういった表現にしていくのが適切かという点は少し考えていただければと思います。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>佐藤委員代理 林氏</p> <p>2点質問があります。1点目、資料3・4ともに2ページ、「目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の、1つ目の目標についてです。</p> <p>第7期障害福祉計画では、精神病床から退院後、1年以内の地域における生活日数の平均数を上げていこうというのが国の指針だと思います。</p> <p>市町村ごとで把握が難しいので、地域生活の日数は県単位で把握することですが、埼玉県の数値が分かれば教えてください。</p> <p>日数は県単位で把握するとしても、具体的な取組は、退院した人たちの生活のモニタリングなどをして、そういうところを検証していくという取組と評価が記載されています。例えば、退院した人たちにどんな課題があるとか、逆に、どんな支援があれば地域生活の日数が増えていくかといった、具体的な検証ができるとよいと思うところです。</p> <p>また、目標1、施設入所者の地域移行については、東松山市で独自に設定しているということであれば、精神に関しても、ある程度、市の方で退院されて</p>
--	---

	<p>きた人の地域生活日数を把握することもできるのではないかと思います。</p> <p>いずれにても、精神障害の人の取組について、地域生活の日数はかなり重要な項目なので、具体的な取組や評価が、今後必要だと思います。</p> <p>2点目です。就労関係のところです。資料3の4ページ、資料4では3、4ページです。就労定着支援の結果は目標値以上ということで、すばらしいと思いますが、市内の就労定着支援事業所は1箇所のみで、複数事業所の設置を目指すという点については、今後どのように取り組むか。また、市外の就労定着支援事業所の利用も含めての結果だとすると、市外の事業所との連携や効果、活用も、考えていかなければいけないようthoughtいました。</p> <p>こちらは障害福祉計画なので、障害福祉サービスが中心になるのですが、市民福祉プランの就労関係、例えば、一般就労に向けての取組では、今後、就労選択支援というサービスができるので、それでよしとするような話がありました。ただ、障害福祉サービスだけではなくて、例えばハローワークの取組や障害者就業・生活支援センターの支援など、障害福祉サービス以外の取組についての発想が、障害者福祉計画の肝心なところかと思います。</p> <p>同様に、障害者雇用で一般就労した人たちは、就労定着支援を利用すればよしというわけではなくて、就労定着支援以外の支援を考えいかなければいけないというのが障害者計画の位置づけだと思います。こちらは障害福祉計画なので、障害福祉サービスの中心の計画だという点は認識しました。以上、2点です。</p>
事務局（障害者福祉 課 小松主査）	<p>ありがとうございました。1点目の精神病床からの退院者に関わる実績について、県単位での日数については数字を現状把握しておりません。</p> <p>退院者の地域生活のモニタリングについては、市独自というよりも比企地域自立支援協議会の「精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会」の中で、令和4年度にモニタリングをしていたと記憶しています。</p> <p>ただ、そこで行ったモニタリングの対象者はすでに関係機関が連携して支援されていたこと也有って、退院平均日数は800日以上となっており、そこからはうまく課題が抽出できなかった経緯がございます。</p> <p>ご意見としては、市の方で何件かモニタリングができるのではないかということでおろしかったでしょうか。</p>
佐藤委員代理 林氏	<p>この項目の重要なところは、やはり地域生活日数だと思います。うろ覚えで申し訳ありませんが、第7期における国の平均地域生活日数の目標値が310日程度だったと思います。この数値をさらに上げていこうという取組なので、具体的な日数を市独自でカウントするすれば、年度で区切って退院者の地域生活日数をカウントすれば、その人たちがどのくらい地域生活を継続しているかを測れるし、そういう日数の測り方でなければ、第7期以降で退院してきた人たちの生活の様子、地域生活を続けていくことにおいて、どういった支援があって続けられるかという具体的な検証がないと取組が実際どうだった</p>

	かが、見えにくいのではないかと思います。
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>ありがとうございます。第7期の計画策定の時も、ご意見を色々と頂いた部分になりますが、市民であって、精神病床の退院者については、全体としての把握ができないというのが正直なところです。</p> <p>私ども行政の把握していないところで入退院をされていることは往々にしています。病院や相談員からの情報提供がないと把握できませんので、個人情報の取扱いも含め、どこまでできるかというところから考える必要があると思います。</p> <p>いくつかのケースについてモニタリングを行うことは可能かと思いますが、令和4年度の例もありますので、検討が必要かと思います。</p>
佐藤委員代理 林氏	そうすると、市民で精神科病院に入退院している人については、どこでどう入退院されているかが、把握できないということですね。
事務局（障害者福祉課 小松主査）	<p>続いて、就労関係についてです。就労定着支援事業所については現在、市内に1箇所あるが、それに対して拡大を図るような取組はしているかというご意見でよろしかったでしょうか。</p> <p>就労定着支援については、現状では1事業所です。障害者福祉課で、各種障害福祉サービス事業所の開設に係る問い合わせや相談は随時受け付けておりまして、必要に応じて支援を行っているところです。就労定着支援については、令和6年度中に就労移行支援を開設した事業所が、ゆくゆくは就労定着支援も開始を予定していると伺っております。その事業所が令和6年8月に開設した事業所で、現在1年と数か月が経過しているところですが、その後の状況によって就労定着支援の開設予定があると認識しております。</p> <p>就労定着支援事業所の開設については、随時相談に応じながら、必要な支援を講じてまいりたいと思います。以上です。</p>
葉石委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。では、ほかの点についてはいかがでしょうか。</p>
丹羽委員	資料3の1ページ目の（3）評価の最後の文章で「いずれも必要な入所だったと考える。」と記載がありますが、不要な入所だとしたら問題ですし、そして不要な入所はありえないでの、この評価の内容について考えていただければと思います。
葉石委員長	<p>ありがとうございました。では、ほかの点についてもよろしいでしょうか。</p> <p>よろしいようでしたら、最後にその他ですが、皆様から何かござりますでしょうか。</p> <p>ないようですので、本日の議事を終了し、議長の職を解かさせていただきま</p>

<p><b>3 その他</b></p> <p>事務局（障害者福祉課 浅野副課長）</p> <p>事務局（障害者福祉課 金子主任）</p> <p>事務局（障害者福祉課 浅野副課長）</p> <p>健康福祉部 柳沢部長</p> <p>事務局（障害者福祉課 浅野副課長）</p>	<p>す。皆さん、どうもありがとうございました。</p> <p>葉石委員長、ありがとうございました。続いて、次第の3、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、事務局から2点連絡事項を申し上げます。</p> <p>まず1点目です。障害当事者、市民、中学生向けに実施したアンケート調査につきましては終了いたしました。アンケート調査の結果につきましては、現在集計中でございますが、回答率につきましては、前回実施したアンケートよりも高い回答率となりました。詳細につきましては、次回の策定委員会で報告させていただきます。</p> <p>続きまして、2点目でございますが、次回の会議についてご連絡させていただきます。次回の策定委員会につきましては、年明け1月に部会を開催させていただいた後、2月に開催させていただく予定でございます。</p> <p>詳細は改めてご連絡させていただきます。連絡事項は以上でございます。</p> <p>最後に、健康福祉部長の柳沢より閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。</p> <p>— 挨拶 —</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第3回東松山市障害者計画等策定委員会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてご審議を賜りありがとうございました。</p>
--	--

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和7年12月24日

署名委員 中能 広和

署名委員 石川 京子